

## 2. 高度情報化推進メニュー群の統合内容の具体化

### 2-1 ファイナンス・リースの会計処理変更に伴う経常費補助金の取扱い

平成20年9月11日付で文部科学省私学部参事官より、学校法人理事長宛に21年度以降における会計処理について、ファイナンス・リース取引については法的形式は賃貸借取引であるが、その経済的実態は売買と同様の状態であることから、売買に準じた会計処理が原則的な処理とされていた。一方、所有権移転外のファイナンス・リースは日本公認会計士協会との例外的に「賃借料」として処理できるものとしてきたが、国際会計基準と平仄をあわせるため国立学校法人会計、公益法人会計は16年度、企業会計は20年度から「資産計上」に変更してきた経緯に鑑み、学校法人会計については21年度より「資産計上」によること。なお、21年3月31日以前のリース取引については、従来通り通常の賃貸借取引にかかわる方法の会計処理ができるとして、過年度からの取引については「賃借料」で処理できる旨の通知が送付された。(資料編【資料3】)

これを受けて21年度からの経常費補助金の取扱いは、所有権移転外のファイナンス・リースは原則資産計上となり、経常的経費でなくなることから、経常費補助金の対象外となることになった。ファイナンス・リース以外の賃貸借取引は、残価を1割以上設定し貸借するオペレーティング・リースと「貸したら返す」レンタルがあり、従来通り経費処理となっているが、7割以上が所有権移転外のリースによっており、それらをオペレーティング・リース、レンタルの契約としなければ支援ができなくなるとした。

協会では、この問題に対してファイナンス・リースからのレンタル契約等への転換を打診するため、社団法人リース事業協会及びリース会社に可能性を尋ねたところ可能であり、会計監査で見解が不一致なきよう事前に事業会社と大学と公認会計士との意識合わせが重要であることが判った。また、21年度以前に21年度以降をまたぐ契約分については、文部科学省からの通知により、適用除外の扱いとして経費処理できることから、既契約分について補助金で救済措置することを主張した。

#### 【現行】

ファイナンスリースは経費処理可
= 経常的経費
= 経常費補助金の対象



#### 【改正】

ファイナンスリースは原則資産計上
= <del>経常的経費</del>
= 経常費補助金の対象外

#### 【背景】ファイナンスリースの会計処理について

- ・国際会計基準においては資産計上
- ・国際会計基準と平仄を合わせるため、国内の他の会計基準については順次、資産計上に変更  
(国立大学法人会計、公益法人会計：平成16年度、企業会計：平成20年度)
- ・学校法人会計については慎重な検討を行った結果、平成21年度より変更

- 改正理由
- ① ファイナンスリースは経済的実態が当該物件を売買したのと同様の状態。
    - ・中途解約不可、リース会社が物件を再リースすることが困難、ユーザーが購入金額及び諸費用を支払う
  - ② ユーザーの財務状況が明確になる。
    - ・経費処理ではリース料を今後何年間、いくら支払うか(潜在債務)明らかでないが、資産計上した場合、同時に潜在債務も明確となる。

※大学等におけるPC端末等は数量が多く再リースが困難などの理由からファイナンスリースが主流である。

## 2-2 情報関係補助金の激減問題

### (1) 激減問題の事実確認

1月27日に私立学校振興・共済事業団からネットワークを通じて全私立大学に対して、「平成21年度私立大学等経常費補助金の配分基準の概要」が配信された。また同日、私立大学協会の研修会において文部科学省私学助成課長等による説明が行われた。本協会には、翌28日に私学振興事業団から資料が届けられた。その資料によると改正案としての「ICT活用教育支援」の補助の在り方が本協会では想定していた内容と全く異なることに気付き、即刻、白間私学助成課長に面会を申し入れたところ、翌29日に専門に扱っている私学助成課の西村第一係長から詳細な説明を受けることになった。

それによると、従来の「事業にかかった経費の2分の1以内」ではなく、「文部科学省が定めたICTを活用した教育研究の取組みに対してポイント(10点満点)を付けて単価を乗じて補助する定額補助」であった。単価については、検討中としながらもリース契約が21年度より資産計上になり経常費補助の対象外となることから、教育・学習方法改善支援も含めこれまでの借入支援(約120~130億)を削除したものとなる。21年度以前のリース既契約分の緩和措置などの考えは全くないことが判明した。その上で4項目が一つになったことで補助総額(約250億)が大幅に削減されることとなった。特に大・中規模大学では実態よりかなり掛け離れた補助になる恐れがあるということで、21年度は補助が激減することから、補助対象要件を緩やかなものにするとのことであったが、小規模の大学、短期大学向けとのことであった。配分の基本的な考え方は、所要経費の実態に即した補助ではなく、文部科学省の取組みに該当する大学等に『点数(最大2倍の範囲)×単価』で支援するもので、20年度までの補助とは全く異なる定額補助であった。リース、レンタル、購入などの取引の形態にかかわらず、大学等の取組みに応じて補助する制度に切り替えるもので、激減した分を他の特別補助で確保できるようにするとのことであった。

これらの実情を伺い、本協会としては教育研究の基盤環境としての整備を今後発展的に継続することが極めて困難であると判断し、文部科学省と本協会との見解が相入れないことを確認し、本協会として大学の意見を調査することを伝えた。

【改正(案)】

4項目を一本化

○ ICT活用教育研究支援

・ ICTを活用した教育研究の取組みに対して幅広く支援

配分方法(案) [定額補助]

ICTを活用した教育研究の実施状況等

(例) ・ 電子計算機その他の情報通信設備を利用した授業の実施状況  
・ ネットワークを利用した教育の実施状況  
・ 電子ジャーナル等の利用状況 等

× 単価

※ 激減緩和措置として、平成21年度については補助対象要件を緩やかなものにする。

## (2) 激減緩和のための緊急調査の実施

以上のような配分案では、教育研究の実態に全く掛け離れた補助となり、大混乱を招くことになることが予想されることから、まず、借入による補助事業を受けていた大学等を対象に激減緩和を働きかけるための調査を2月5日付で586校の大学長宛に1週間後の12日を締め切りとして実施した。(資料編【資料4】) その結果、511校から回答があり、回答結果の点検を行いつつ2月18日に最終的に集計したところ、26年度まで経過措置としての借入れ契約があることが分かった。件数にして4,315件で21年度に救済をすべき所要額は、412校で199億円、補助金にして約99億5,500万円であったが、未回収を含めた補正の結果、21年度に約105億5千万円の救済額が補助として必要となることが判明した。(資料編【資料4】)

他方、文部科学省私学助成課から2月6日から10日にかけて係長、課長から電話があり、「財務省に確認し、資産性があるものは認められない。仮に補助金を出した場合、補助金の倍の資産性のない支出が大学として必要である。支援できるのは、リース以外の補助で、どの程度の希望があるのか調査して欲しい。21年度までにファイナンスからレンタル、オペレーティング・リースに変えることができなければ、資産性となり経常費の対象にならない。したがって、激減調査をしても助けることができない。リース会社が対応できるのか」とのエビデンスを求めてきた。

## (3) 激減問題に対する本協会の対応

そこで2月12日よりリース会社にヒアリングを実施し、18日までに主要10社から20年度内でも前向きに契約転換に対応するとの確証を得た。(資料編【資料4】)

本協会では、2月17日に緊急常務理事会及び理事でかつ情報環境整備促進委員会の一部委員に参画願ひ、激減救済策について問題を整理し、同月21日の理事会において激減問題の所在、配分案による影響、配分案の問題点、救済策について次のように整理した。

- ① 情報関係機器の借り入れが無くなることに対する激減緩和措置がないこと。定額補助としているため教育研究の多様性を阻害すること。
- ② 教育研究基盤の情報環境の維持ができなくなり、教育研究の質的低下を招くこと。逼迫している大学の経営を極度に圧迫し、学校経営の健全化を妨げることになり、私学振興助成法に抵触すること。
- ③ 原則資産計上という見解が参事官室の既契約分は経費で適用できるという通達と矛盾していること。大学の実態を無視した配分でICTの重要性を掲げながら、実際の配分は、情報機器の整備が停滞、後退するようになり逆行したものになること。激減分を他の特別補助で申請する方式は数合わせになり補助の公正性が懸念されること。
- ④ その上で救済策として、20年度以前の契約と21年度以降新規にレンタル等の契約による経費について補助が受けられるようにすべきとした。

以上の方針に基づき、まず私立大学団体連合会事務局に理解いただくため、「リース会計処理変更に伴う情報関係補助金の激減緩和について」としてとりまとめ、2月23日に同連合会事務局に対して井端事務局長より説明した。とりまとめの詳細は、次頁を参照されたい。

## 1. 問題の所在

- ① 私学助成課によれば、21年度より所有権移転外ファイナンスリース取引に伴う会計処理が「経費処理」から「資産計上」に変更されたことに伴い、従来の借入契約（レンタル含む）全てが経常費補助金の対象外となり、21年度以降およそ115億円程度の借入補助分が無くなる。20年度以前に借入契約で補助を受けていた事業は、既にレンタル等の契約をしている大学（24%）も含めて救済措置がなく、補助金が激減することが判明した。
- ② 21年度の配分(案)では、文部科学省が設定した取り組みの状況にポイントを付け、政策上の単価を乗じた定額補助としているため、私立大学の多様な教育研究計画を支援するどころか、私立大学における教育研究の自由及び特色発揮を阻害することになる。

## 2. 大学等に与える影響

- ① 21年度に借入の補助がなくなると、教育研究の基盤となっている情報環境を維持することが困難になり、かつ計画的な整備ができなくなることから、教育研究の質的低下を招くことになる。
- ② 激減する補助の財源を新たに大学の自己資金に求めることは、逼迫している大学の経営を極度に圧迫し、学校経営の健全化を妨げる。

## 3. 配分(案)の問題点

- ① 会計処理と補助金の扱いが不一致  
昨年9月の参事官室からの通知（リース取引に関する会計処理について）では、平成20年度までに契約済みのファイナンスリース契約は21年度以降も経費処理できるものとされているが、私学助成課では原則資産計上として補助対象外としており、矛盾がある。
- ② 大学の実態を無視した配分  
ICTを活用した教育研究の取り組みに対して幅広く支援するとしているが、政策上の単価による奨励的な定額補助では、教育研究活動の実態を反映したものにならないことから、教育研究の実施手段としてのICT機器等の導入整備が停滞若しくは後退する。
- ③ 補助項目変更の趣旨に反する  
補助項目変更の趣旨として掲げている「効果的な教育の提供」、「質の高い教育の提供」、「多様な学習形態への対応」、「教員の教育力向上」、「高度IT人材育成の情報教育の推進」、「IT新改革戦略のインターネット遠隔教育」を実現するには、ICT機器等への支援が無ければ不可能である。
- ④ 補助事業の公正性の確保が困難  
借入補助の激減分を他の特別補助で申請すればよいという説明は、確証が得られないばかりか、補助事業への申請が数合わせになる虞があり、補助事業の公正性の確保に支障が生ずることが懸念される。

## 4. 激減緩和の救済策

- ① 20年度以前に借入契約（リース・レンタル）で補助を受けていた大学に対しては、既契約の期間満了まで補助を継続すべきである。
- ② さらに、21年度以降に新規にレンタル等の契約をする大学に対しては、所要経費を基礎とした補助が受けられるようにすべきである。

#### 5. 救済の規模

20年度時点で借入契約の補助を受けていて21年度以降も借入契約を継続する物件（機器、ソフト、コンテンツ）が契約終了までに必要な救済額は、以下の通りである。

平成21年度	412大学	105.5億円	（内リース79.9億円、レンタル等25.6億円）
平成22年度	374大学	74.0億円	（内リース56.5億円、レンタル等17.5億円）
平成23年度	313大学	39.2億円	（内リース32.0億円、レンタル等7.2億円）
平成24年度	189大学	15.5億円	（内リース14.1億円、レンタル等1.4億円）
平成25年度	77大学	3.8億円	（内リース 3.7億円、レンタル等0.1億円）
平成26年度	5大学	0.4億円	（内リース 0.4億円、レンタル等 0 億円）

\* 調査対象：586大学中511大学が回答。（2月18日現在）

\* 上記の額は、調査結果にデータ誤差率6%を乗じて補正してある。

#### 6. 契約転換の可能性

リース契約からレンタル契約への転換について、主要なリース会社10社に調査したところ、大学からの要望があれば、どの大学にも自由に対応し、前向きに行うとの回答を得たので、大学への周知を徹底したい。

その上で、3月2日に私立大学団体連合会の白井会長と本問題に積極的に支援戴いている金沢工業大学の黒田先生と本協会会長の3者会談を行い、国が定めた取組みにポイントを付けて補助する定額補助は、私学の主体性を損なうことから撤回すること。また、所要経費の2分の1による従来通りの配分に戻すことを確認し、本協会と白井会長との間で十分意識合わせを行い、3月16日白井会長から文部科学省私学部長に意見を申し入れた。これを受けて、文部科学省私学助成課は、改正案を修正した上で、その結果を18日に私学助成課日比専門官、西村係長が本協会事務局に来所され、次頁の通りの配分方針によることの説明があった。それによると定額補助の方式は撤回したが、借入れ契約の形態にとらわれずに支援できるようにするため、単価方式を採用することになり、情報教育の規模等（人数や台数など）に応じ、各大学等からの取組状況（教育研究の概要、使用する学部等、学生数、情報通信設備の台数、ソフトウェア・電子ジャーナルの種類及び数量など）について調書を提出願ひ、これをもとに補助単価を決定することになった。借入れ及びネットワーク維持に伴う補助実績が各大学とも概ね確保できるようにするというので、20年度の補助額を割り戻すといった形で単価を設定することになった。本協会としては、全て満足できる内容ではなかったが、今後、単価の設定が所要経費に対しどの程度の支援となるのが課題となると指摘した。その後、私学振興事業団は、大学等の実情を把握した上で補助要件及び補助単価の策定を検討するため、3月19日付で「ICT活用教育研究支援にかかわるアンケート調査」として、21年度の実施計画についてソフトウェア、データベース、授業用コンテンツ、電子情報等の利用について4月10日を期限に調査を実施した。（資料編【資料5】）

## 高度情報化推進メニューについて

- 現在、私立大学等経常費補助金（特別補助）の高度情報化推進メニューについては、以下のメニューがあります。

メニュー項目	平成20年度（実績）
①情報通信設備（借入）支援	約106億円
②教育学術情報ネットワーク支援	約74億円
③教育情報コンテンツ支援	約36億円
④教育研究情報利用支援	約37億円

- 平成21年度予算（案）で、4事業を統合し、新たに「ICT活用教育研究支援」を計上しました。

- これは、平成21年度より、ファイナンスリースについて会計処理が変更となり、従来の事業にかかった経費の1/2以内を支援する制度では、新たに情報通信設備等を借り入れる場合、ファイナンスリース以外の契約としなければ、支援ができなくなるからです。

- このメニュー項目の配分方法については現在、検討中でありますが、「所要経費の1/2以内の補助」から「単価方式」とし、情報通信設備についてリース、レンタル、購入など契約形態を問わない補助とします。

単価方式とは、一定の補助要件を満たした取組に対して、学生数等に単価を乗じ補助金額を算定する方法です。これにより、ファイナンスリースであっても、学生数等による支援が可能となります。

- 具体的には、情報教育としての基礎的要件を満たしている場合<sup>※1</sup>

には、情報教育の規模等（人数や台数など）に応じ、種類や形態に応じた単価<sup>※2</sup>を乗じて支援します。

※1 講義科目としてICT機器等を活用した科目を開設するなど、各大学等において広く取り組まれているものを想定。

※2 各大学等から取組状況（教育研究の概要、使用する学部等、学生数、情報通信設備の台数、ソフトウェア・電子ジャーナルの種類及び数量など）について調査を提出いただき、これをもとに補助単価を決定する予定。

- なお、全体として、予算総額が▲1%となったこと、新規メニュー項目が増えたことなどの影響により、減額となりますが、各大学等において、概ね前年度の補助金額が確保できるような配分方法を検討しています。

- 既にファイナンスリース契約を結んでいるものについては、契約期間中、従来の会計処理が可能ですが、これを引き続き、従来の制度（所要経費の1/2以内）により支援する場合、新制度（単価方式）と併存することが困難となることから、平成21年度以降は全て単価方式とします。

具体の算定方法については追ってお知らせします。

高度情報化推進メニューの統合について(イメージ図)

現 行 (平成20年度)			
メニュー項目	補助実績	配分方法	
情報通信設備(借入)支援 ・情報通信設備の借入に係る経費を補助	約106億円	所要経費の1/2以内	
教育学術情報ネットワーク支援 ・ネットワークの維持費	約74億円	所要経費の1/2以内	
教育研究用コンテンツ支援 ・ソフトウェアの購入・借入	約31億円	所要経費の1/2以内	
データベースの開発費	約 5億円	所要経費の1/2以内	
教育研究情報利用支援 ・電子ジャーナル等の購入・借入	約37億円	所要経費の1/2以内	

会計処理の変更に伴う取扱い			
メニュー項目	補助実績	配分方法	
教育学術情報ネットワーク支援	約74億円	所要経費の1/2以内	
教育研究用コンテンツ支援 ・ソフトウェアの購入・借入	約31億円	所要経費の1/2以内	
データベースの開発費	約 5億円	所要経費の1/2以内	
教育研究情報利用支援	約37億円	所要経費の1/2以内	

平成21年度予算(案)	
メニュー項目	配分方法
	▲1%
	新規メニュー項目の増加による影響額(▲0%)
I 情報通信設備を活用した教育研究 【要件】 コンピュータ、ネットワークを活用した授業科目の設定、e-learningを活用した授業の実施、遠隔教育の実施、ラーニング・マネジメント・システムの導入、オープン・コース・ウェアの導入など情報通信設備を活用した教育研究を実施	【配分方法】 ①情報通信設備の基盤整備及び維持(学生数など)×単価 ②教育研究用ソフトウェア(ソフトウェアの数)×単価 ③教育研究情報の電子化(電子ジャーナルの数)×単価 など
ICT活用教育研究支援	
II 大学独自のデータベース等を活用した教育研究 【要件】 大学独自のデータベースや授業用コンテンツを活用した教育研究を実施 【配分方法】 (データベース規模)×単価など	

注) 予算額は、特別補助(各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援)全体で100,814百万円となっており、実際の配分額については他のメニュー項目、ゾーン毎の申請状況による。